

最高裁秘書第1987号

令和8年6月11日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和8年6月4日に答申（令和8年度（最情）答申第12号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和7年度（最情）諮問第45号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮問日：令和7年12月4日（令和7年度（最情）諮問第45号）

答申日：令和8年6月4日（令和8年度（最情）答申第12号）

件名：会計検査院実地検査についての特定の年月頃の事務連絡の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「会計検査院実地検査について（令和7年5月頃の事務連絡）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和7年10月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書と同趣旨の文書が以前に開示されたことからすれば、本件開示申出文書の存否自体が不開示情報に該当するとはいえない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所は、本件開示申出に対し、文書の存否を答えることにより、不開示情報である、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、検査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び検査に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号柱書き及び同号イに

相当)を開示することになるため、当該司法行政文書の存否を明らかにしないで不開示の判断をした。

本件開示申出がされた時点においては、令和6年度決算検査報告が内閣に送付されていなかったため、本件開示申出に係る文書は、現に検査を実施中である現検査年次の検査箇所に対する実地検査の実施状況等(実施の有無等)に関する文書であったと言える。よって、本件開示申出に係る文書の存否を明らかにすると、実地検査の実施状況等を開示することになり、検査事務の適正な遂行等を阻害する可能性がある。したがって、実地検査の実施状況等の情報は、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、検査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び検査に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報(法5条6号柱書き及び同号イ)に相当する(平成18年3月29日会計検査院長決定「情報公開請求に対する審査基準」(以下「会計検査院審査基準」という。)記第4の2)。

- 2 苦情申出人は、本件開示申出に係る文書と同趣旨の文書が以前に開示されていることからすれば、本件開示申出に係る文書の存否自体が不開示情報に該当するとは言えない旨を主張するが、本件開示申出に係る文書の存否自体が不開示情報に該当するとした理由は上記のとおりである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年12月4日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和8年4月17日 審議
- ④ 同年5月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出がされた時点においては、令和6年度

決算検査報告が内閣に送付されていなかったため、本件開示申出に係る文書は、現に検査を実施中である現検査年次の検査箇所に対する実地検査の実施状況等（実施の有無等）に関する文書であって、本件開示申出に係る文書の存否を明らかにすると、本件開示申出に係る実地検査の実施状況等（以下「実地検査の実施状況等」という。）を開示することになり、検査事務の適正な遂行等を阻害する可能性がある」と説明する。

本件開示申出文書は、本件開示申出の数か月前を作成日とする会計検査院の実地検査についての事務連絡であり、本件開示申出がされた時点においては、令和6年度決算検査報告が内閣に送付されていなかったというのであるから、本件開示申出文書の存否（以下「本件存否情報」という。）を答えることは、実地検査の実施状況等を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

そして、会計検査院の実施する検査については、特定の検査箇所に対する一回の実地検査の実施により完結し、直ちにその結果が公表されるような性格のものではなく、当該検査年次（又は翌検査年次）において多数の検査箇所に対する実地検査等を行うなどし、その結果等について十分な検証等を行った上で、検査報告事項案等を作成し、これを所定の周到かつ慎重な審理・判断過程に供することが予定されていることが認められる（会計検査院審査基準記第2の6

【会計検査院の保有する行政文書に記録された情報のうち、第6号の不開示情報に該当するものの具体例】（1）〔説明〕（ウ）参照）。したがって、本件存否情報が明らかにされた場合には、現に検査を実施中の検査過程に対する外部の圧力・干渉等を招来するなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼし、もって「検査」に係る「事務」に関し、会計検査院による「正確な事実の把握を困難にするおそれ」又は受検庁一般（又はその他の関係者一般）による「違法若しくは不当な行為を容易にし」若しくは会計検査院による「その発見を困難にするおそれ」（法5条6号イ後段）があり、また、その他「当該

事務」の「性質上」、会計検査院における「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（同号柱書き後段）があると認められる。よって、本件存否情報は、同号柱書き及びイに規定する不開示情報に相当する。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条6号柱書き及び同号イに規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕